

大規模災害発生時における応援業務に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人四国地質調査業協会高知支部（以下「乙」という。）とは、高知県内で地震や台風等により大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における調査・設計等の応援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲の管理する公共土木施設等の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、甲が災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を乙に要請するときの必要な事項について定める。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）甲の管理する公共土木施設等の被災状況の調査
- （2）甲の管理する公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための地質調査、解析、対策工の検討及び設計
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な業務

（応援要請）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

2 甲は、乙に応援の要請を行うときは、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲はできる限り速やかに前記文書を乙に提出しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙の技術者等に損害が生じた場合においては、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その対応については、甲乙が協議して定める。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- （2）乙の応援業務の連絡系統図
- （3）その他必要な事項

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月16日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知市南川添17番21号

一般社団法人四国地質調査業協会高知支部

支部長